

いちのみや愛犬手帳



あなたの愛犬はどんな犬？

災害などに備えて、愛犬の情報をメモしておきましょう。

プロフィール

名 前：

生年月日：

性 別：

犬 種：

アレルギーなど：

マイクロチップ番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

マイクロチップバーコード貼り付け欄

犬の登録

登録場所：

鑑札番号：

家族になった日：

その他身体的特徴

飼い主情報

名 前：

住 所：

電 話：

携帯電話：

E-mail：

災害時 への備え

災害時、自分の飼っている動物を守る
のは飼い主だけです。いざという時のた
めに、次のことに気を付けてみましょう。

○避難用袋の準備

避難の際に必要な物をまとめて、すぐに持ち出せる場所においておきましょう。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ☐ エサと水(5日分程度) | ☐ ペットシート |
| ☐ 食器 | ☐ 新聞紙 |
| ☐ ケージやキャリーバッグ | ☐ 古タオル |
| ☐ 首輪、引き綱やハーネス | ☐ ガムテープ、はさみ、マジック |
| ☐ ビニール袋 | ☐ ティッシュ、ウェットティッシュ |
| ☐ 薬(必要な子のみ) | ☐ 犬用の靴や古靴下など |

○避難所や避難ルートの確認

あらかじめ近くの避難所の場所や避難ルートを確認しておきま
しょう。一宮市では、小・中学校などの指定避難所が同行避難が可
能となっています。

同行避難とは？

災害時に飼い主とペットと一緒に避難行
動することを「同行避難」といいます。
ペットと飼い主と一緒に避難所へ向かう
ことになりますが、避難所の状況によっ
ては受け入れできない場合もあります。受け
入れできる場合でも、ペットは飼い主と離
れ、別の場所で過ごすことが一般的です。

※避難所の一覧については、
市のホームページや下の
二次元コードから確認して
ください。



○ペットのしつけと健康管理

避難所では、動物の好きな人、嫌いな人、動物アレルギーがある人な
ど様々な人が集まって共同生活をします。

避難所のルールに従うことはもちろん、ケージやクレートに慣らし
ておく、無駄吠えを少なくさせるなど普段からのしつけが大切です。
また、ペットを飼い主以外の方が世話をする可能性を考えて、他人
でも触れたりお世話が出来るように慣れさせておくくと安心です。

犬を飼うのに必要な手続き

飼い犬には法律で以下のことが義務付けられています。

- 飼い犬を市区町村に登録すること。
- 飼い犬に毎年狂犬病の予防注射を受けさせること。
- 飼い犬に鑑札と狂犬病予防注射済票をつけること。

1 Procedure 犬の登録

生後91日齢以上の未登録の犬を飼い始めたときは、30日以内に登録の申請をして、鑑札の交付を受けなければなりません。

一宮市では、**動物愛護事務所**で犬の登録申請を行います。

登録する際、手数料として3,000円が必要です。



【鑑札】
登録手数料
3,000円

一宮市から登録手続きの委託を受けた動物病院でも、犬の登録申請と健康診断、狂犬病の予防注射等を同時に受けることができます。詳細は右の二次元コードから確認してください。



【登録の変更】

生後91日齢を超えた犬は、ペットショップ等が持ち主となって犬の登録をしています。ペットショップ等で登録されている場合は、飼い主変更を行います。

生後91日齢
以下の犬



登録手続き
をする

生後91日齢
を超えた犬



ペットショップ等で購入
又は動物愛護団体などから譲り受けた

一宮市以外の
登録がある

変更手続きをする
窓口のみ

(鑑札が手元にある場合は
Webでも変更可能)

一宮市の
登録がある

変更手続きをする
窓口 or Web

Procedure 2 狂犬病予防注射

生後91日齢以上の犬の飼い主は、毎年1回(原則4～6月)狂犬病予防注射を受けさせて、注射済票の交付を受けなければなりません。

注射を受けさせた後は、動物病院から発行される接種証明書を持って、**動物愛護事務所**で注射済票の交付手続きを行います。交付の際、手数料として550円が必要です。

一宮市から委託を受けている動物病院で注射を受けた場合、市から毎年4月ごろ送付されるハガキを持参することで、動物病院で注射済票を交付してもらうことができます。



【注射済票】
交付手数料550円

【狂犬病の予防接種を受けられない場合】

犬が高齢、疾病などの理由で狂犬病の予防接種を受けられない場合は、かならず獣医師による診断を受けた後、予防接種猶予証をもらい、**動物愛護事務所**に提出する必要があります。原本を窓口にお持ちいただくか、返信用封筒を同封の上、郵送してください。

Procedure 3 鑑札と注射済票の装着について

1と2の手続きで交付された鑑札と注射済票は、その犬が登録されていることや狂犬病予防注射を受けていることを証明するために、犬の首輪などに装着しなければなりません。

マイクロチップの登録

令和4年6月1日からマイクロチップ登録制度が開始され、ペットショップ等で購入した犬にはマイクロチップが装着されています。購入時の飼い主はペットショップ等になっていますので、購入後はご自身の飼い犬として変更届を出さなければなりません。

また、マイクロチップが装着されていない犬を譲り受けた場合などで、ご自身でマイクロチップを装着した場合は、**新たに飼い主情報の登録が必要です。**

マイクロチップ登録制度については、環境省のWEBサイトもご覧ください。

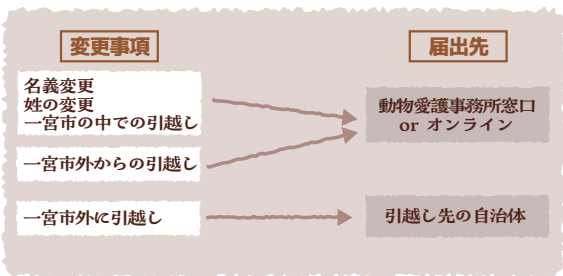


動物愛護事務所ではマイクロチップの手続きはできません。左の二次元コードからお手続きください。

4 Procedure

飼い主変更、引っ越しなど

家族の犬を自分の名義に変える場合、一宮市内の別の人に譲渡した場合、引っ越しをした場合、姓が変わった場合など、登録事項に変更があった場合には届出をしなければなりません。手数料は無料です。変更届の提出は、動物愛護事務所窓口でも可能ですがオンラインでの申請も可能です。



5 Procedure

犬が亡くなった場合

犬が亡くなった場合には死亡届を提出し、登録を抹消する必要があります。動物愛護事務所窓口またはオンラインで届出が可能です。

※オンラインでの申請をする場合は、インターネットで一宮市電子申請届出サービスを検索いただくか、下の二次元コードをご利用下さい。

登録事項変更用

死亡届手続き用



飼い主の責務

1 健康を保つ

狂犬病の予防接種以外にも、予防すべき犬の病気があります。蚊によって媒介されるフィラリア症やパルボウイルスなどの伝染性の疾病には、**ワクチンの接種や予防薬の投与が必要です**。ノミ、ダニの駆除、ワクチン等のため、定期的に動物病院にかかりましょう。また、犬の体調に異常を感じたら、動物病院に連れて行きましょう。

※ペットには人間のような健康保険はありません。ペットが病気やけがをした場合、思ったよりも治療費が高額になる場合があります。ペット保険の加入を検討するなどの対策をして、急な支出に備えましょう。生涯にかかる費用を計算しておくなどもおすすめです。



2 避妊・去勢手術

専門的な知識がない方が犬猫に妊娠・出産させることは推奨できません。また、避妊・去勢手術は、生殖器や性ホルモンに関する**病気を予防したり、問題行動の防止**にもつながります。

※生まれた子犬・子猫を販売する場合には、第一種動物取扱業の許可が必要となります。無許可で販売すると法律違反となるおそれがありますので、必ず事前に確認してください。

【注】犬を10頭以上飼う場合、地域によっては保健所の許可が必要になります。

3 こころの健康を保つ

子犬のうちから家族以外の犬や人との付き合い方を学ぶことで、社会的な犬に育ち問題行動を起こしにくくなります。犬の行動に問題を感じたときは、早めに動物病院などに相談してください。悪化してしまってからでは、対処が難しくなります。

4 万一来る

飼い主の身に万が一のことがあった場合、愛犬が家に取り残されてしまうかもしれません。あらかじめ、何かあった場合に**愛犬の面倒を見てくれる人を探しておきましょう**。

5 外では必ずリードをつけて

『少しのことだから』『うちの子は絶対にかみつかないから』と、外をノーリードで歩かせてはいけません。犬が怖い人にも配慮し、犬を自由に走らせたいときにはドッグラン等を利用しましょう。

※ドッグラン等では、何が起きるかわかりません。飼い主は犬から目を離さないようにし、事故を未然に防ぎましょう。



6 散歩中の排泄について

犬に関する苦情で最も多いのは、鳴き声、次いで散歩中に不適切な場所で排泄させること、後片付けしないことです。

ご近所トラブルの防止のために、排泄は家の中や敷地内の決まった場所で行うようにしつけることが望ましいです。

散歩の前に排泄させるように習慣づける事を心がけ、万一粗相をしてしまったときのために、ふんを拾うためのビニール袋、周辺を洗い流す水などを持ち歩きましょう。

水を持っている場合でも、他人の家の玄関先などに排泄させるのは避けましょう。排泄させたくない場所でおいを嗅がせない、立ち止まらないなどで、犬の排泄場所はコントロールできます。



7 トイレのしつけについて

Point 1

排泄のそふりが
あったら、トイレ
に連れて行きます



Point 2

「シー」「ワンツー」
「トイレ」などの声
をかけながら、
排泄を促します



「シー」
「ワンツー」
「トイレ」
などの声
をかけなが
ら、排泄
を促します

Point 3

排泄できたら、
じゅうぶんほめます



緊急連絡先

	犬を飼い始めた	一宮市に転入した	一宮市から転出した	犬が行方不明になった	犬が死亡した		犬が人を咬んだ	犬が飼えなくなった	マイクロチップの登録について
					死亡届	火葬について			
一宮市動物愛護事務所 ☎0586-72-1122 祝日を除く月～金 8:30～17:15	○	○		○	○		○	○	
一宮警察署 (一宮市本町1丁目6-20) ☎0586-24-0110				○					
一宮斎場 ☎0586-45-4204 尾西斎場 ☎0586-45-2535 友引・1月1日を除く 8:30～17:15 (動物の焼却受付は9:00～15:00)						○			
犬と猫のマイクロチップ 情報登録環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会 ☎03-6384-5320 月曜日～土曜日 9:00～18:00									○
転出先自治体 犬の登録事務を行っている 部署にお問い合わせください			○						



飼い犬が人をつかんだ場合



犬や猫が迷子になった場合



動物愛護事業への寄付について

狂犬病予防注射の記録

[illegible]

フィラリア症予防薬、 ノミ・マダニ駆除薬の投与記録

[illegible]

混合ワグチンの記録

[illegible]